

横浜市記者発表資料

令和7年8月28日
こども青少年局総務課

児童相談所一時保護所における盗撮事案の発生について

本市の児童相談所一時保護所において、こども青少年局の会計年度任用職員が一時保護中の児童（以下、「被害児童」という。）の臀部を盗撮する事案が発生しました。

1 対象職員

こども青少年局 児童相談所一時保護所 会計年度任用職員※ 20代・男性

※週に1～2日程度、夜間から翌朝にかけて入所児童の食事や着替えなどの日常生活のサポートを行う会計年度任用職員

2 本件の概要

令和7年6月に、被害児童（10代男児）本人から、当該会計年度任用職員とは別の児童相談所職員へ相談があり、事案が発覚しました。

警察へ通報のうえ、当該会計年度任用職員に聞き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォンで撮影したことを認めました。

その後、警察による事情聴取などの捜査を経て、検察官送致されました。

3 こども青少年局長 福嶋 誠也 コメント

当局職員が本件のような事件を起こしたことにつきまして、被害児童ご本人と保護者の方に深くお詫び申し上げます。

また、市民の皆様の信頼を裏切る事態となり、誠に申し訳ございません。一時保護所の職員が検察官送致されたという事実を重く受け止め、厳正に対処してまいります。

二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止に向けた取組を早急に進めてまいります。

お問合せ先

こども青少年局総務課長 村上 和孝 Tel 045-671-4264